

令和6年度（2024年度）第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会 次第

日時：令和6年6月5日（水）14:00～15:00

場所：北海道立道民活動センター（かでの2・7）5階 510会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 北海道大規模小売店舗立地審議会会長及び副会長の選任について

(2) 報告事項

- ① 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
- ② 北海道大規模小売店舗立地審議会の調査審議状況等について
- ③ 道内の大規模小売店舗立地法特例地域について

(3) その他

4 閉 会

【配付資料】

- 資料1-1 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況 (R5年度)
- 資料1-2 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況 (年度別)
- 資料2 北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の開催状況 (年度別)
- 資料3-1 北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況 (R5年度)
- 資料3-2 基準を満たさない届出の調査審議 (R5年度)
- 資料4 全国の大規模小売店舗立地法の運用状況 (年度別)
- 資料5 北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の傍聴の状況 (年度別)
- 資料6 道内の大規模小売店舗立地法特例区域一覧

【参考資料】

- 参考資料1 北海道大規模小売店舗立地審議会条例
- 参考資料2 北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程
- 参考資料3 北海道大規模小売店舗立地審議会委員名簿

令和6年度（2024年度）第1回 北海道大規模小売店舗立地審議会 出席者名簿

日時：令和6年6月5日（水）14:00～15:00

場所：北海道立道民活動センター（かでる2・7）5階 510会議室

【委員】

（五十音順）

氏名	所属団体・役職	備考
薄井 タカ子	税理士法人薄井会計 代表社員 （経営）	欠席
金子 ゆかり	有限会社金子設計事務所 代表取締役 （建築設計）	
菊池 幸恵	函館工業高等専門学校社会基盤工学科 准教授 （まちづくり・都市計画）	
乗原 浩平	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授 （建築環境工学）	
近藤 弘毅	北海学園大学経営学部 教授 （経営）	
田村 愛美	税理士法人スクエア会計事務所 税理士 （経済、経営、税務、会計）	
寺井 あすか	公立はこだて未来大学システム情報科学部 教授 （まちづくり、環境）	欠席
富田 秀彦	道北振興株式会社 顧問 （建築）	
野田 敏	根室商工会議所 専務理事 （行政 [まちづくり、都市計画]）	
八田 茂実	苫小牧工業高等専門学校創造工学科 教授 （河川水文学）	

【事務局：北海道経済部】

地域経済局長	安彦 秀徳
中小企業課 地域商業担当課長	木戸 正典
中小企業課 主幹（商業振興）	柳川 親久
中小企業課 主査（商業振興）	村上 浩樹
中小企業課 主査（商業振興） 専門主任	斎藤 尚子

【地域部会・事務局】（十勝：第5部会）

十勝総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係長	水嶋 紀文
------------------------------	-------

令和6年度 第1回北海道大規模小売店舗立地審議会 配席図

日時：令和6年6月5日（水）14:00～15:00

場所：北海道立道民活動センター（かでの2・7）5階 510会議室

（ホワイトボード側）

乗原委員

八田委員

入口



菊池委員 ○

○ 富田委員

田村委員 ○

○ 野田委員

水島係長 ○

振
興
局

近藤委員 ○

○ 金子委員



○ 柳川主幹

○ 【会長席】

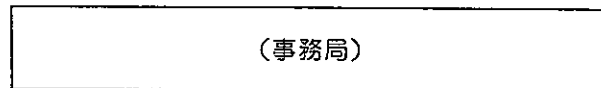
○ 安彦局長

○ 木戸課長

○

報
道
関
係

○



○ 村上主査

○ 斎藤専門主任

入口

傍 聴 席

傍 聴 席

窓
側

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況（R5年度）

部会	振興局	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
第1部会	石狩	2	0	1	3
	後志	1	0	2	3
	空知	0	0	2	2
	小計	3	0	5	8
第2部会	渡島	1	0	0	1
	檜山	0	0	0	0
	小計	1	0	0	1
第3部会	胆振	4	0	1	5
	日高	0	0	0	0
	小計	4	0	1	5
第4部会	上川	1	0	2	3
	留萌	0	0	1	1
	宗谷	1	0	0	1
	小計	2	0	3	5
第5部会	十勝	1	0	1	2
	釧路	1	0	0	1
	根室	1	1	0	2
	根室	0	0	0	0
	小計	3	1	1	5
合計		13	1	10	24

注1 届出件数は、「届出の受理日」でカウントした。（以下、同じ。）

2 「石狩」の欄には、札幌市の分を含まない。

3 「渡島」の欄には、平成18年度に権限移譲した北斗市の分を含む。

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
札幌市	8	0	0	8

区分	新設 (5条1項)	変更 (附則5条1項)	変更 (6条2項)	計
道内合計	21	1	10	32
累計（H12～R5）	616	464	676	1,756

大規模小売店舗立地法に基づく届出状況(年度別)

(単位:件)

部会	届出区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計	
第1部会	石狩	新設(5条1項)		2	5	1	3	3	2	2	3				1	3	6	1	3	3	2		2	3	2	47	
		変更(5条1項)		3	2	10	2	2	1	2	1	2	1	1					2	1	1	1				33	
		変更(6条2項)				2	3	2	5	2	4	3	3	1	9	4	4	4	5	3	3	2	2	2	1	1	65
		計	0	5	7	13	8	7	6	6	7	8	4	4	11	7	10	7	9	7	5	3	4	0	4	3	145
	後志	新設(5条1項)					1	1		1	2		1	2	1	2	2	2	2	2	2	1				1	19
		変更(5条1項)		2	1	4	3					1	1	1				3	1	1						18	
		変更(6条2項)				1	1	3						5		2	2	1	1	2				1	2	21	
		計	0	2	1	5	5	4	0	1	2	0	1	2	8	1	4	5	4	4	4	0	1	0	1	3	58
	空知	新設(5条1項)	1	1	1	3	3	2	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	2	2	2	1	1	2		34
		変更(5条1項)	1	2	2	2	4	2	1	1	3	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	2	1	26
		変更(6条2項)		1			1	1	2	2	1	3	1	1	5	2	2	2	4		1	2	1	2	1	2	34
		計	2	4	3	5	8	3	6	4	3	5	4	4	8	6	3	4	5	2	3	3	2	4	1	2	94
小計	新設(5条1項)	1	3	6	4	7	6	2	4	6	4	0	3	4	6	9	3	6	7	6	1	4	2	3	3	100	
	変更(5条1項)	1	7	5	16	9	2	3	2	5	3	3	4	2	0	7	2	2	0	1	0	0	0	0	0	77	
	変更(6条2項)	0	1	0	3	5	6	7	4	4	6	4	19	6	8	6	10	4	6	4	3	2	3	2	3	120	
	計	2	11	11	23	21	14	12	11	12	13	9	10	27	14	17	16	18	13	12	6	7	4	6	8	297	
第2部会	渡島	新設(5条1項)	1	1	4	3	3	3	7	2	2		3	3		2	4	2	3	4	1		3	1	1	53	
		変更(5条1項)	1	2	2	2	9	2	4	3	3		6					1		1						36	
		変更(6条2項)			2	2		1	2	1		2		4	4	6	2	1	9	1	1	1	2	4	1	46	
		計	2	3	8	7	12	3	9	11	5	4	6	7	6	4	6	4	6	11	4	6	2	7	2	1	135
	樺山	新設(5条1項)								1						1											2
		変更(5条1項)				1																					1
		変更(6条2項)																									1
		計	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	小計	新設(5条1項)	1	1	4	3	3	0	3	8	2	2	0	3	4	0	2	4	2	3	4	1	0	3	1	1	55
		変更(5条1項)	1	2	2	3	9	2	4	3	3	0	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	37
		変更(6条2項)	0	0	2	2	0	1	2	1	0	2	0	4	4	6	2	1	9	1	1	1	2	4	2	0	47
		計	2	3	8	8	12	3	9	12	5	4	6	7	8	6	4	6	11	4	6	2	2	7	3	1	139
第3部会	胆振	新設(5条1項)	1	1	3	5	1	1	2	5	6	4	3	1	6	7	1	2	1	2	1	3	3	3	4	63	
		変更(5条1項)			3	9	7		1	4	2	2	4	4	1	2	1	2	2							44	
		変更(6条2項)				3	2			3	4	2	1	11		1		1	2		2	1	2	1	2	36	
		計	1	1	6	14	11	3	3	9	11	10	9	5	13	8	9	3	5	2	1	3	2	4	5	5	143
	日高	新設(5条1項)													2	1							1	1	1	6	
		変更(5条1項)		1	1	2	2											2								8	
		変更(6条2項)											1		2	1	2									7	
		計	0	1	1	2	2	0	0	0	0	0	1	0	4	2	2	2	0	0	0	0	1	1	2	0	21
	小計	新設(5条1項)	1	1	3	5	1	1	2	5	6	4	3	0	3	7	7	1	2	0	1	3	1	4	4	4	69
		変更(5条1項)	0	1	4	11	9	0	1	4	2	2	4	4	1	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	52
		変更(6条2項)	0	0	0	0	3	2	0	0	3	4	3	1	13	1	3	0	1	2	0	0	2	1	3	1	43
		計	1	2	7	16	13	3	3	9	11	10	10	5	17	10	11	5	5	2	1	3	3	5	7	6	164
第4部会	上川	新設(5条1項)	4	4	4	5	1	1	2	1	3	1		5	3	2	2	3	6	1	2	3	3	2	1	58	
		変更(5条1項)	1	7	9	6	2		2	2	9				1		4	1	1							45	
		変更(6条2項)		2	4	4	1	1	1	4	3	9	3	9	3	2	1	3	4	3	2	4	3	2	2	2	70
		計	0	5	13	17	15	4	1	5	7	15	10	3	14	7	4	7	7	11	4	4	7	6	4	3	173
	留萌	新設(5条1項)			2	1	2																				6
		変更(5条1項)			1																						1
		変更(6条2項)							1									2	1								6
		計	0	0	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	13
	小計	新設(5条1項)	1	1	3	5	1	1	2	5	6	4	3	0	3	7	7	1	2	0	1	3	1	4	4	4	69
		変更(5条1項)	0	1	4	11	9	0	1	4	2	2	4	4	1	2	1	4	2	0	0	0	0	0	0	0	52
		変更(6条2項)	0	0	0	0	3	2	0	0	3	4	3	1	13	1	3	0	1	2	0	0	2	1	3	1	43
		計	1	2	7	16	13	3	3	9	11	10	10	5	17	10	11	5	5	2	1	3	3	5	7	6	164
第5部会	十勝	新設(5条1項)	5	3	2	1	1	1	2	4	1	2	1	3	1	3	1	3	3	1	2	1	3	2	1	46	
		変更(5条1項)	3	6	3	3	1	2	1	2	1	1			1	1			2							28	
		変更(6条2項)		1	4	2	4	2	3	2	2	4	3	1	3	5	3	3	3	3	2	1	1	2	2	1	51
		計	3	12	10	7	6	5	5	2	5	6	6	5	2	7	7	3	8	6	3	3	3	5	4	2	125
	越前	新設(5条1項)	1	1	5	3	1	1	2	2	3	2	1	3	2	1	3	2	1								37
		変更(5条1項)	1	2		6	9	1		1	2	1	1				1							1	1		28
		変更(6条2項)			1	4	4		2	3	3	2	2	3	1	2	3	2	1	1							40
		計	1	3	2	15	16	2	3	6	7	3	6	4	4	5	4	3	1	3	2	3	3	4	3	1	105
	小計	新設(5条1項)	1	1	3	4	1	1	1	1	3	5	1	1	2	1	2	1		1	1	1	1				33
		変更(5条1項)		2	2	6	1	1	1						2					1							20
		変更(6条2項)	1	1	1	2	4		2	1	3	6	0	1	6	8	2	1		1	4	2	1	1	2		43
		計	1	4	6	12	6	2	4	3	6	0	6	7	11	4	2	2	1	2	5	3	2	1	4	2	
根室	新設(5条1項)				2	2		1	1	2				2													

北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の開催状況（年度別）

（単位：回）

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
第1部会	2	7	7	8	9	9	9	10	8	11	6	7	4	8	8	10	4	3	8	5	7	4	6	8	168
第2部会	0	3	5	3	3	5	3	6	8	5	5	4	5	2	2	6	6	4	4	5	4	4	7	2	101
第3部会	0	3	4	7	9	3	4	8	7	8	8	7	8	7	7	4	5	8	2	0	5	2	9	7	132
第4部会	1	2	4	8	6	8	5	5	7	5	6	5	4	3	4	4	3	6	3	8	6	5	10	4	122
第5部会	2	4	5	6	6	7	7	10	8	10	9	7	8	8	7	6	5	5	5	8	10	8	9	5	165
小計	5	19	25	32	33	32	28	39	38	39	34	30	29	28	28	30	23	26	22	26	32	23	41	26	688
本審議会	2	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	21
合計	7	20	25	33	34	33	29	39	39	40	35	31	29	29	29	31	24	26	23	27	33	24	42	27	709

※ 合計開催数は、H12～R5の合計開催数

北海道大規模小売店舗立地審議会部会の開催状況（R5年度）

部会	回数	年月日	審議事項			審議結果	摘要 (注意喚起)
第1部会	第1回	5. 4.21	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	5. 5.25	・(仮称)北広島中央3丁目複合商業施設	北広島市	新設	意見なし	
	第3回	5. 7.28	・事務的説明	—	—	—	
	第4回	5. 8.23	・CAA北広島(仮称)	北広島市	新設	意見なし	
	第5回	5.10.20	・サツドラ当別太美店	当別町	新設	意見なし	
	第6回	5.11.27	・(仮称)ツルハドラッグ千歳北陽店	千歳市	新設	意見なし	
	第7回	6. 1.29	・事務的説明	—	—	—	
	第8回	6. 2.21	・コープさっぽろ岩見沢南店	岩見沢市	変更	意見なし	
第2部会	第1回	5. 4.24	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	5. 5.18	・サツドラ函館戸倉店	函館市	新設	意見なし	
第3部会	第1回	5. 4.26	・DCM室蘭寿町店	室蘭市	新設	意見なし	
	第2回	5. 5.24	・DCM静内店・マックスバリュ静内店	新ひだか町	変更	意見なし	
	第3回	5. 6.30	・事務的説明	—	—	—	
	第4回	5. 7.26	・(仮称)MORUE中島第3期Bブロック	室蘭市	新設	意見なし	
	第5回	5. 9. 7	・事務的説明	—	—	—	
	第6回	5.10.10	・(仮称)ニトリ室蘭店	室蘭市	新設	意見なし	
	第7回	6. 3.26	・サツドラ白老末広町店 ・ファッションセンターしまむら登別店 ・事務的説明	白老町 登別市 —	新設 新設 変更 —	意見なし 意見なし 意見なし —	
第4部会	第1回	5. 7.20	・事務的説明	—	—	—	
	第2回	5. 8.25	・(仮称)旭川市永山11条3丁目商業施設	旭川市	新設	意見なし	
	第3回	5.10.31	・事務的説明	—	—	—	
	第4回	5.12. 1	・ツルハドラッグ南稚内店	稚内市	新設	意見なし	
第5部会	第1回	5. 4.27	・スーパーセンタートライアル幕別店	幕別町	新設	意見なし	
	第2回	5. 6.28	・事務的説明	—	—	—	
	第3回	5. 8.21	・美原SC	釧路市	新設	意見なし	
	第4回	5. 9.12	・(仮称)音更町木野大通西7丁目商業施設	音更町	新設	意見なし	
	第5回	5.10.16	・事務的説明 ・清里町地域交流拠点施設 ・スーパーセンタートライアル北見並木店 ・サツドラ釧路星が浦店	— 清里町 北見市 釧路市	— 新設 新設 新設	— 意見なし 意見なし 意見なし 意見なし	

【審議案件の届出別件数】

区 分	件 数
法第5条第1項(新設)の届出	17 件
法第6条第2項(変更)の届出	3 件
法附則第5条第1項(変更)の届出	0 件
計	20 件

基準を満たさない届出の調査審議 (R5年度)

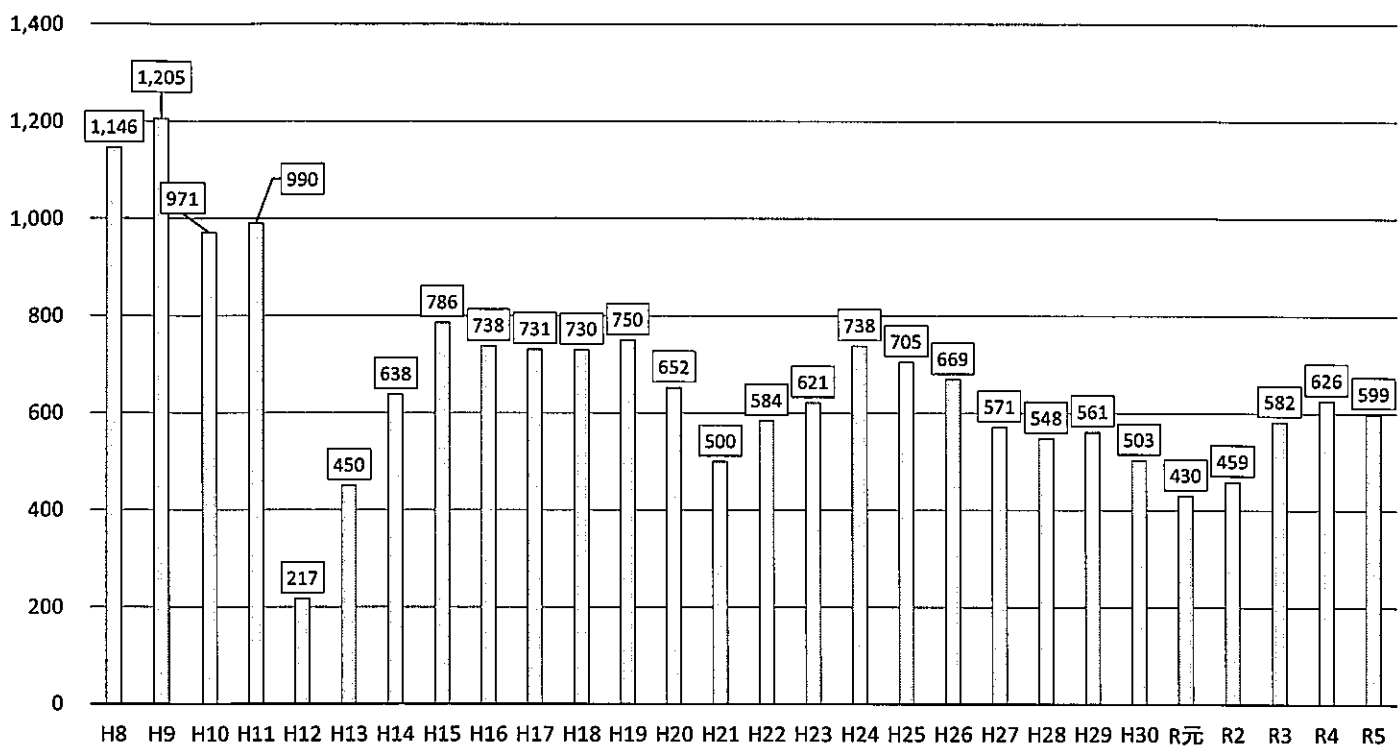
部会	新設 変更	店舗名 (所在地)	項目	面積 (㎡)	指針基準 (台)	計画 (台)	算定方法 (参考データ)・対策等	届出・部会啓申・ 道意見設置者対応等	局長 通知
第 3 部 会	新設	DCM空蘭寿町店 (空蘭市)	駐車 台数	8,363	580	280 (48.28%)	○ 既存類似店舗のデータを用いて算出。 ○ 年間で最も来客数が多い日も、駐車場利用台数は指針に基づき必要駐車台数の27.7パーセント程度。 【必要駐車台数】 580台 (指針基準台数) × 27.7% = 161台 < 280台	R4. 9.28 届出 R5. 4.26 部会開催 → 意見なし	
	変更	DCM静内店・ マックスパリュ静内店 (新ひたか町)	駐車 台数	7,867 (変更前) 6,159	526 (変更前) 350	400 (76.0%)	○ 届出店舗の駐車場利用台数調査から、今回増床となるDCM静内店単独の指針に基づき必要駐車台数は281台。 ○ このうち47パーセントに相当する132台を減じても駐車場が不足することはないと推計。 【必要駐車台数】 526台 - (281台 × 47%) = 394台 < 400台	R4.11.18 届出 R5. 5.24 部会開催 → 意見なし	
	新設	(仮称)ニトリ室蘭店 (室蘭市)	駐車 台数	5,190	277	90 (32.49%)	○ 既存類似店舗のデータを用いて算出。 ○ 既存類似店舗の1日当たりの来客数原単位 (1,232人/千㎡) を用いて、指針に基づき必要駐車台数を算出。 【必要駐車台数】 1,232 × 0.144 × 0.8 ÷ 2.0 (人/台) × 0.976 = 69台 < 90台	R5. 4. 6 届出 R5.10.10 部会開催 → 意見なし	

※ 「局長通知」欄は「意見を述べないが設置者への注意喚起が必要」と判断され、(総合)振興局長通知を行った案件。(令和5年度は0件)。
(総合)振興局商工労働観光課長名の事務連絡により議事録を提供し、注意喚起を行った場合は、「課長事務連絡」と記載。(令和5年度は0件)。

※ 騒音が基準を超えるが、直近の住宅付近では基準内となる又は住宅等がなく影響は軽微となっている案件は除く。

※ % = (計画駐車台数) / (基準による必要駐車台数)

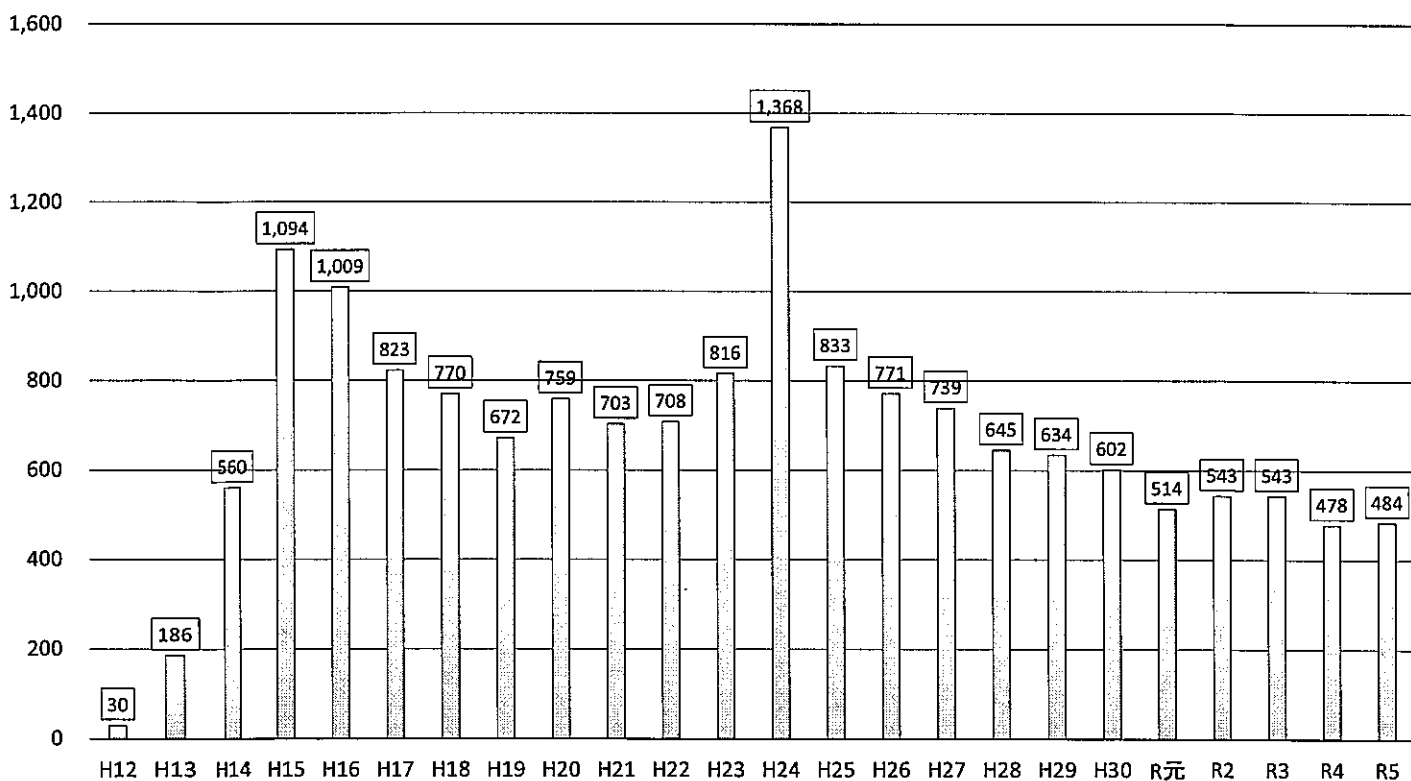
(1) 新設の届出状況 (第5条第1項)



※大店法の届出件数は1,000㎡以上の件数

件数：経済産業省HP

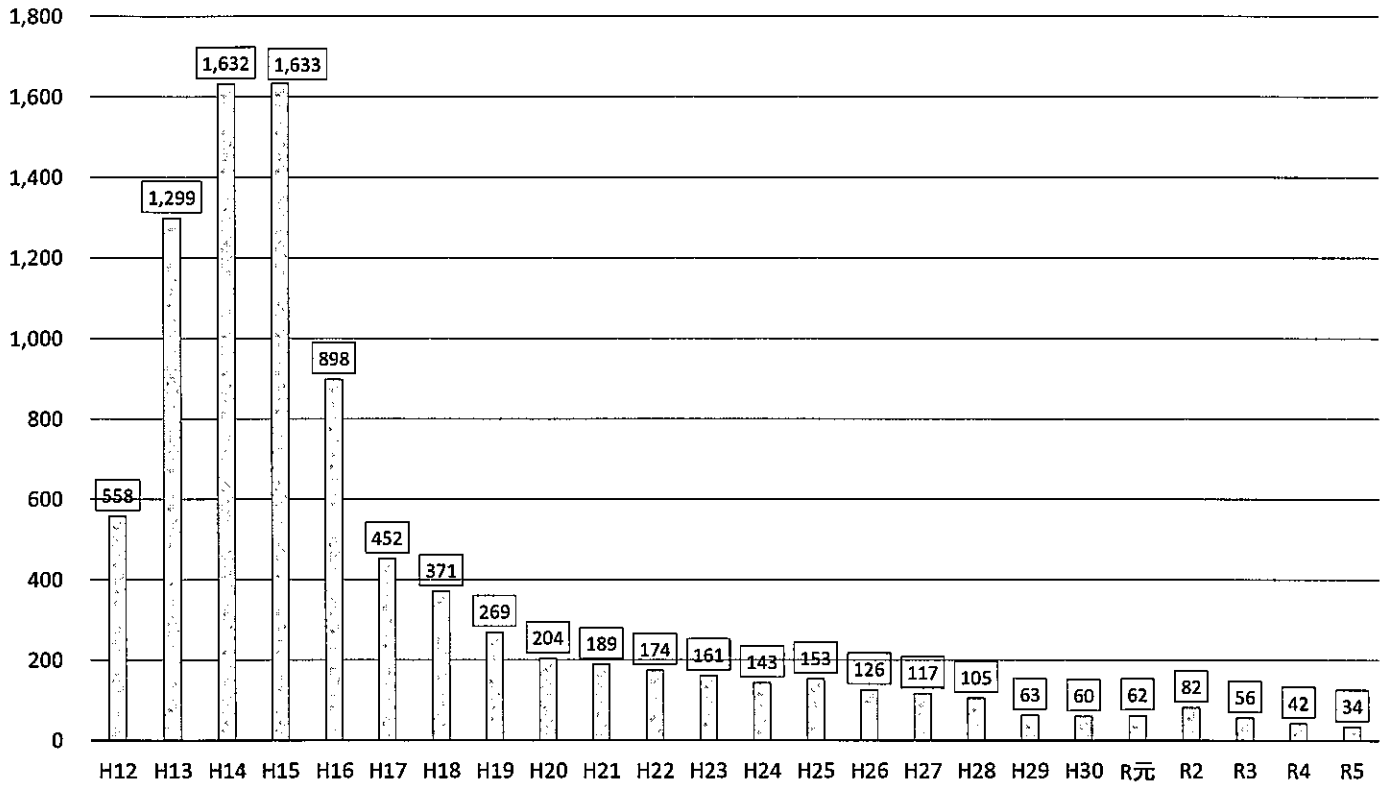
(2) 変更の届出状況① (第6条第2項)



※平成12年度は6月～翌3月の件数

件数：経済産業省HP

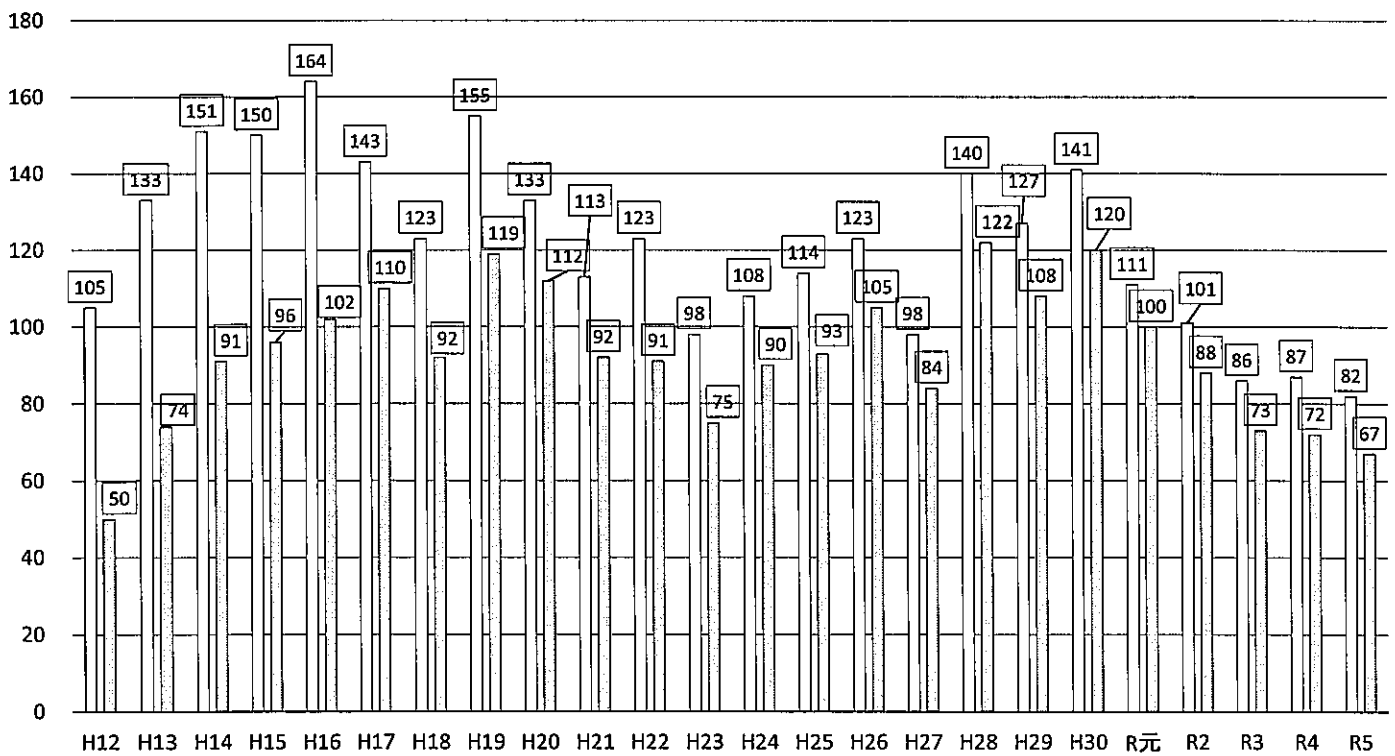
(3) 変更の届出状況② (附則第5条第1項)



※平成12年度は6月～翌3月の件数

件数：経済産業省HP

(4) 廃止の届出状況 (第6条第5項)



□第6条5項届出件数 □うち面積を0にするもの

件数：経済産業省HP

北海道大規模小売店舗立地審議会及び部会の傍聴の状況（年度別）

（単位：回、人）

年度	部会名	開催回数	傍聴者あり 開催回数	一般傍聴者	報道関係者
H26	第1部会	8	0	0	0
	第2部会	2	0	0	0
	第3部会	7	4	2	6
	第4部会	4	2	2	1
	第5部会	7	0	0	0
	本審議会	1	1	0	4
	計	29	7	4	11
H27	第1部会	10	0	0	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	4	1	0	1
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	6	0	0	0
	本審議会	1	1	0	3
	計	31	2	0	4
H28	第1部会	4	1	1	0
	第2部会	6	0	0	0
	第3部会	5	1	0	1
	第4部会	3	0	0	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	24	2	1	1
H29	第1部会	3	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	8	1	0	1
	第4部会	6	2	2	0
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	—	—	—	—
	計	26	3	2	1
H30	第1部会	8	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	2	0	0	0
	第4部会	3	1	0	1
	第5部会	5	0	0	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	23	2	0	3
R1	第1部会	5	0	0	0
	第2部会	5	0	0	0
	第3部会	—	—	—	—
	第4部会	8	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	27	1	0	1
R2	第1部会	7	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	5	0	0	0
	第4部会	6	2	1	1
	第5部会	10	0	0	0
	本審議会	1	0	0	0
	計	33	2	1	1
R3	第1部会	4	0	0	0
	第2部会	4	0	0	0
	第3部会	2	0	0	0
	第4部会	5	0	0	0
	第5部会	8	0	0	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	24	1	0	1
R4	第1部会	6	0	0	0
	第2部会	7	0	0	0
	第3部会	9	0	0	0
	第4部会	10	0	0	0
	第5部会	9	1	2	0
	本審議会	1	1	0	1
	計	42	2	2	1
R5	第1部会	8	1	1	0
	第2部会	2	0	0	0
	第3部会	7	0	0	0
	第4部会	4	0	0	0
	第5部会	5	1	1	0
	本審議会	1	1	0	2
	計	27	3	2	2

道内の大規模小売店舗立地法特例区域一覧

1 大規模小売店舗立地法特例区域とは

大規模小売店舗立地法の特例区域は、「中心市街地の活性化に関する法律」において創設され、大規模小売店舗の郊外移転を背景とする商業機能の低下等により空洞化が進む中心市街地における商業等の活性化を目的として、大型店出店の実現可能性を高めるための特例措置が適用される区域をいう。

特例区域では、大規模小売店舗立地法の適用が一部除外されることにより、事業者の大幅な負担軽減となり、スピーディーな出店につながる他、地元関係者による円滑な店舗誘致等を実施できる。

特例区域は、内閣総理大臣が認定した中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地に限る第一種大規模小売店舗立地法特例区域と、その他中心市街地の第二種大規模小売店舗立地法特例区域に分類される。

《大規模小売店舗立地法の適用除外》

第一種：店舗の新設・変更等に係る届出、住民説明会の開催、届出の日から8ヶ月間の営業開始制限

第二種：店舗の新設・変更等に係る届出の添付書類、届出の日から8ヶ月間の営業開始制限

2 道内における特例区域の指定状況について

	市町村	指定区域	指定日
第一種	帯広市	西3・南9西北地区	平成20年(2008年)4月30日 ※令和2年(2020年)6月12日廃止
	小樽市	稲穂1丁目4番南地区	平成20年(2008年)12月5日 ※平成28年(2016年)5月6日廃止
	岩見沢市	4・3及び3・4地区	平成21年(2009年)3月27日
	函館市	本町93番地区	平成27年(2015年)12月4日
若松町20番地区		平成27年(2015年)12月4日 ※令和2年(2020年)3月3日廃止	
第二種	北見市	大通西2丁目及び3丁目地区	平成30年(2018年)2月23日

北海道条例第17号（平成12年3月29日公布）

北海道大規模小売店舗立地審議会条例

（設置）

第1条 大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を図る見地から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について調査審議するため、知事の附属機関として、北海道大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべきその施設の配置及び運営方法等に関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

（会長への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年2月1日から施行する。

2 北海道大規模小売店舗審議会条例（昭和54年北海道条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

北海道大規模小売店舗立地審議会運営規程

制定 平成12年6月19日
 改正 平成14年3月20日
 改正 平成21年7月22日
 改正 平成23年6月1日
 改正 平成27年8月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、北海道大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、次の場合には、審議会の会議を招集する。

- (1) 大規模小売店舗の立地に関する重要事項について知事から意見を聴かれたとき、又は知事に建議しようとするとき。
- (2) 委員の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、その期日の1週間前までに、日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(議長)

第3条 会長は、議長として会議の議事を運営する。

(委員以外の者の出席)

第4条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第5条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長の許可を受けたときは、会議において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(緊急議決)

第6条 会議は、議長及び出席委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第2条第2項の規定によりあらかじめ通知をした事項以外の事項についても議決することができる。

(特別の手続)

第7条 会議は、軽微な事項その他必要と認める事項について、条例第5条及び第2条の規定によらないことを定めることができる。

(答申又は建議)

第8条 会長は、審議会において調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を知事に答申し、又は建議しなければならない。

2 会長は、前項の規定により答申し、又は建議する場合には、その答申書又は建議書に少数意見その他必要と認める事項を付記するものとする。

(部会の設置)

第9条 審議会に別表左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表右欄に掲げる区域を担当する。

(部会への付託)

第10条 次の各号に掲げる事項について審議会が知事から意見を聴かれたときは、当該事項は直ちにその事項に係る区域を担当する部会に付託されたものとみなす。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定による意見
- (2) 法第9条第1項の規定による勧告
- (3) 法第9条第7項の規定による公表
- (4) その他必要な事項

(部会の組織)

第11条 部会は部会長、副部会長及び特別委員5人で構成する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会の招集、開催及び議決の方法等)

第12条 部会長は、第10条の規定により付託があった場合及び必要と認めた場合には、部会を招集する。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び特別委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した副部会長及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 第3条から第8条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「副部会長及び特別委員」と読み替えるものとする。

(部会の決議)

第13条 部会長は、部会において調査審議が終了したときは、議決を経て、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長が、特に定める場合を除き、部会の権限に付託された事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(審議会及び部会の庶務)

第14条 審議会の庶務は経済部地域経済局中小企業課において処理する。

2 部会の庶務は、次の総合振興局及び振興局において処理する。

部会の名称	庶務を行う総合振興局又は振興局
第1部会	石狩振興局
第2部会	渡島総合振興局
第3部会	胆振総合振興局
第4部会	上川総合振興局
第5部会	十勝総合振興局

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成12年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、北海道行政組織規則の一部を改正する規則（平成27年北海道規則第58号）の施行の日から施行する。

別表（第9条関係）

名 称	担 当 区 域
第1部会	小樽市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、空知総合振興局所管区域、石狩振興局所管区域、後志総合振興局所管区域
第2部会	函館市、渡島総合振興局所管区域(北斗市を除く。)、檜山振興局所管区域
第3部会	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局所管区域、日高振興局所管区域
第4部会	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局所管区域、留萌振興局所管区域、宗谷総合振興局所管区域
第5部会	釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、根室市、オホーツク総合振興局所管区域、十勝総合振興局所管区域、釧路総合振興局所管区域、根室振興局所管区域

北海道大規模小売店舗立地審議会委員名簿 (R6.6.1~R8.5.31)

1 北海道大規模小売店舗立地審議会委員 (五十音順)

役職	氏名	現職(専門)	備考
委員	薄井 タカ子	税理士法人薄井会計 代表社員(経営)	
〃	金子 ゆかり	有限会社金子設計事務所 代表取締役(建築設計)	新任
〃	菊池 幸恵	函館工業高等専門学校社会基盤工学科 准教授(まちづくり・都市計画)	
〃	兼原 浩平	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授(建築環境工学)	新任
〃	近藤 弘毅	北海学園大学経営学部 教授(経営)	新任
〃	田村 愛美	税理士法人スクエア会計事務所 税理士(経済、経営、税務、会計)	
〃	寺井 あすか	公立はこだて未来大学複雑系知能学科 教授(まちづくり・環境)	新任
〃	富田 秀彦	道北振興株式会社 顧問(建築)	新任
〃	野田 敏	根室商工会議所 専務理事(行政(まちづくり、都市計画))	
〃	八田 茂実	苫小牧工業高等専門学校創造工学科 教授(河川水文学)	新任

2 北海道大規模小売店舗立地審議会特別委員 (五十音順)

役職	氏名	現職(専門)	備考
特別委員	石原 千晶	北海道大学大学院水産科学研究院 助教(行動生態学)	新任
〃	植松 秀訓	(一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事(行政(まちづくり、都市計画))	
〃	勝又 悠太郎	旭川市立大学経済学部 准教授(人文地理学、経済地理学、地域経済論)	新任
〃	門田 峰典	北見工業大学工学部社会環境系 助教(構造工学)	新任
〃	小林 洋介	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授(音響学・屋外音環境評価)	
〃	今野 浩明	元旭川市 市民生活部長(行政、まちづくり)	
〃	齋藤 一司	巧建工業株式会社 取締役専務(行政、土木、都市計画、上下水道)	
〃	下夕村 光弘	苫小牧工業高等専門学校創造工学科 教授(交通計画・都市計画)	新任
〃	正保 理恵子	帯広大谷短期大学看護学科 准教授(介護福祉、地域保健看護)	
〃	菅原 智明	(公財)函館地域産業振興財団工業技術センター 研究主幹(材料工学・環境工学)	
〃	杉山 絃子	学校法人ならの美学園桜ヶ丘幼稚園 副園長(まちづくり)	
〃	鈴木 恵子	鈴木徹建築設計室 一級建築士(建築設計(一級建築士))	
〃	高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院 准教授(情報科学、交通計画、ｲﾝﾌﾗｽﾄﾗｸﾞﾙ ｽﾀﾌ支援)	
〃	田中 浩二	道南うみ街信用金庫 審査部長(経済・経営)	
〃	但田 勝義	育英館大学情報メディア学部 教授(教育学、地域学)	新任
〃	津軽 祐一	岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室 技師(行政、建築、情報)	
〃	富樫 巖	旭川工業高等専門学校 名誉教授(微生物制御、マーケティング)	
〃	名須川 一	(一財)静内地区交通安全協会 事務局長(まちづくり)	
〃	富山 大	北海道教育大学教育学部 准教授(地域経済・経済開発)	
〃	林 昭雄	小樽建設事業協会 事務局長(行政、まちづくり)	新任
〃	坂東 雄介	小樽商科大学商学部企業法学科 教授(憲法学、行政法学)	新任
〃	藤井 美智子	(一社)北海道開発技術センター調査研究開発部第2部 次長(地域協働(農林改善、観光振興、まちづくり))	新任
〃	宮竹 史仁	帯広畜産大学環境農学研究部 教授(農業環境工学)	新任
〃	矢島 由佳	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授(環境科学)	新任
〃	安木 新一郎	函館大学商学部 教授(経済学)	

北海道大規模小売店舗立地審議会 部会長・副部会長・特別委員名簿（案）

□第1部会（石狩、空知、後志）

役職	氏名	現職（専門）
部会長	近藤 弘毅	北海学園大学経営学部 教授（経営）
副部会長	田村 愛美	税理士法人スクエア会計事務所 税理士（経済、経営、税務、会計）
特別委員	高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院 准教授（情報科学、交通計画、IT/マシナリ支援）
//	津軽 祐一	岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室 技師（行政、建築、情報）
//	林 昭雄	小樽建設事業協会 事務局長（行政、まちづくり）
//	坂東 雄介	小樽商科大学商学部企業法学科 教授（憲法学、行政法学）
//	藤井 美智子	（一社）北海道開発技術センター調査研究部調査第2部 次長（地域協働（景観改善、観光振興、まちづくり））

□第2部会（渡島、桧山）

役職	氏名	現職（専門）
部会長	菊池 幸恵	函館工業高等専門学校社会基盤工学科 准教授（まちづくり・都市計画）
副部会長	寺井 あずか	公立ほこだて未来大学複雑系知能学学科 教授（まちづくり・環境）
特別委員	石原 千晶	北海道大学大学院水産科学研究所 助教（行動生態学）
//	菅原 智明	（公財）函館地域産業振興財団工業技術センター 研究主幹（材料工学・環境工学）
//	田中 浩二	道南うみ街信用金庫 審査部長（経済・経営）
//	畠山 大	北海道教育大学教育学部 准教授（地域経済・経済開発）
//	安木 新一郎	函館大学商学部 教授（経済学）

□第3部会（胆振、日高）

役職	氏名	現職（専門）
部会長	乗原 浩平	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授（建築環境工学）
副部会長	八田 茂実	苫小牧工業高等専門学校創造工学科 教授（河川水文学）
特別委員	小林 洋介	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授（音響学・屋外音環境評価）
//	下夕村 光弘	苫小牧工業高等専門学校創造工学科 教授（交通計画・都市計画）
//	杉山 紘子	学校法人ならの実学園桜ヶ丘幼稚園 副園長（まちづくり）
//	名須川 一	（一財）静内地区交通安全協会 事務局長（まちづくり）
//	矢島 由佳	室蘭工業大学大学院工学研究科 准教授（環境科学）

□第4部会（上川、留萌、宗谷）

役職	氏名	現職（専門）
部会長	薄井 タカ子	税理士法人薄井会計 代表社員（経営）
副部会長	富田 秀彦	道北振興株式会社 顧問（建築）
特別委員	勝又 悠太郎	旭川市立大学経済学部 准教授（人文地理学、経済地理学、地域経済論）
//	今野 浩明	元旭川市 市民生活部長（行政、まちづくり）
//	齋藤 一司	巧建工業株式会社 取締役専務（行政、土木、都市計画、上下水道）
//	但田 勝義	育英館大学情報メディア学部 教授（教育学、地域学）
//	富樫 巖	旭川工業高等専門学校 名誉教授（微生物制御、マーケティング）

□第5部会（十勝、オホーツク、釧路、根室）

役職	氏名	現職（専門）
部会長	野田 敏	根室商工会議所 専務理事（行政（まちづくり）、都市計画）
副部会長	金子 ゆかり	有限会社金子設計事務所 代表取締役（建築設計）
特別委員	植松 秀訓	（一社）帯広観光コンベンション協会 専務理事（行政（まちづくり）、都市計画）
//	門田 峰典	北見工業大学工学部社会環境系 助教（構造工学）
//	正保 理恵子	帯広大谷短期大学看護学科 准教授（介護福祉、地域保健看護）
//	鈴木 恵子	鈴木徹建築設計室 一級建築士（建築設計（一級建築士））
//	宮竹 史仁	帯広畜産大学環境農学研究部門 教授（農業環境工学）